

交渉基準（国内・海外共通）

落札商品の種別	交渉要件	交渉受付期間 (大会終了の翌日から起算)
共通	落札商品の品目・数量の相違、不着 梱包の著しい不具合による落札商品の破損	14日間
	落札商品が検査機関等により盜難品または遺失物であることを理由に押収・没収された場合 なお、検査機関等の発行する盜難品または遺失物であることを証明する書類の提出が必要です	—
	落札商品が著作権法および意匠法並びにその他法令に違反する商品であると検査機関等の公権力または落札商品の製造者によって判定された場合	
	落札商品が検査機関等の公権力の行使として、または落札商品の製造者によって、贋作であることを理由に押収または破壊された場合	
	落札商品が会員規約第10条第5号ないし第7号に違反する商品であった場合	
	落札商品がメーカーまたは指定鑑定機関（※1）の一つ以上の機関から贋作であると鑑定された場合 ※1 指定鑑定機関 ・一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン ・一般社団法人日本流通自主管理協会 ・一般社団法人全国質屋ブランド品協会	1年間

時計	動作しない場合	14日間
	ムーブメントにメーカー非純正の部品が組み込まれている場合	
	取引情報に記載された型番と落札商品の型番が異なる場合	14日間
	取引情報の表示と異なる素材が落札商品に使用されている場合	
	落札後に落札者が取得したアーカイブと落札商品のケースまたはムーブメントが異なった場合（不一致だった場合）	6か月間
	その他落札商品に取引情報に表示のない瑕疵がある場合（ただし、当社ランク基準から著しく乖離のない場合は除きます）	14日間
宝石・貴金属	指定鑑定機関（※2）の鑑定により、落札商品に落札商品の取引情報とは異なる宝石類が用いられていることが判明した場合 ※2 指定鑑定機関 <ul style="list-style-type: none"><li>・中央宝石研究所</li><li>・ジェムリサーチジャパン</li><li>・米国宝石学会</li></ul> <p>なお、複数の機関で判断が異なった場合には、中央宝石研究所の判断に基づきます。</p>	1か月間
	取引情報の表示と異なる素材が落札商品に使用されている場合	1か月間

	落札商品に取引情報の表示以外の処理（充填およびコーティング、着色、張り合わせ等の合成および処理）が施されている場合	1か月間
	その他落札商品に取引情報に表示のない瑕疵がある場合（ただし、当社ランク基準から著しく乖離のない場合は除きます）	1か月間
ブランドバッグ、皮革ゴム 製品類、その他衣料品等	落札商品に取引情報に表示のない瑕疵がある場合（ただし、当社ランク基準から著しく乖離のない場合は除きます）	14日間

#### 交渉除外事項

落札商品の種別	交渉除外事項
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者が落札商品を転売したときまたは他のオークションに出品して成約した場合</li> <li>・落札者が落札商品に当社に事前に承諾を得ることなく修理を加えた場合</li> <li>・当社オンラインサイトに掲載された画像について、その撮影の手法・方法に起因する画像と落札商品の現物の相違のみを交渉の理由とする場合</li> <li>・取引情報として掲載された画像により確認が可能な瑕疵である場合</li> <li>・落札商品がメーカーの都合により真正品であると確認できない場合</li> </ul>
時計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートウォッチの瑕疵の全て</li> <li>・蓄電時計（AGSおよびKINETIC等）の瑕疵の全て</li> <li>・時計の精度（歩度）不良のみを交渉の内容とする場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏蓋を開けた状態で内部の機械が掲載されている商品の場合</li> <li>・取引情報に記載された瑕疵情報に関連または起因する瑕疵</li> <li>・取引情報に「交渉基準適用外品」（「現状」「保証なし」「アーカイブ保証なし」「不動」「ロレックスの4桁型式商品」等）と表記のある商品の場合</li> </ul>
宝石・貴金属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札商品に用いられたダイヤモンドの1石当たりの重量が0.5カラット未満である場合</li> <li>・取引情報に記載された落札商品に用いられたダイヤモンド以外の色石類の合計重量と実際に落札商品に用いられた色石類の合計重量の相違が1割未満である場合</li> <li>・取引情報にグラム表記がある商品について、誤差±0.2g以内である場合</li> <li>・取引情報として当社オンラインサイトに掲載した落札商品に用いられたパール・宝石珊瑚の寸法と落札商品現物に用いられているパール・宝石珊瑚の寸法の差異のみの場合</li> <li>・落札商品にエンハンストメント処理が施されていることのみを理由とする場合</li> </ul>

2025年8月1日 制定